下総第141号令和3年(2021年)1月28日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様

同 大賀一慶様

同 関谷 博 様

同 亀田 博様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年1月22日付け監査報告第3号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

上下水道局給水課

「指摘事項〕

(1) 導水管、送水管、配水管及び給水管修繕業務(以下「修繕業務」という。) の契約金額を決定する方法が不適切であった。 (修繕業務では、漏水等が大規模又は多数の場所に発生し、導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務(以下「修繕待機業務」という。) を請け負っている業者が修繕の対応ができなくなった場合に、修繕業務の契約業者が当該対応できなくなった部分の修繕を行う。)

修繕業務の契約金額は、修繕待機業務の修繕部分の契約金額と同額である。同額となる理由は、上下水道局が設定した修繕待機業務の条件に合致する業者と見積り合わせを行い、修繕待機業務の契約金額を決定した後に、上下水道局が修繕待機業務のうち修繕部分の契約金額をその他の多数の業者に提示して、金額に同意した業者と修繕業務の契約を締結したためである。修繕業務の契約に当たっては、入札や見積り合わせといった適正な手続きによった契約金額の提示を受けておらず、修繕待機業務のうちの修繕部分の契約金額を利用しており、契約金額の決定方法として適当でない。適正な契約事務を行われたい。

(改善措置状況)

令和2年4月を始期とする修繕業務の契約は、見積り合わせにより契約 金額を決定した。今後も適正に金額の提示を受けた上で契約を締結する。

以上